

港区告示第二百八十号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三百三十四条第一項の規定に基づき、ハynes麻布マンション敷地売却組合の定款及び資金計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第二百二十条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年九月十日

港区長 清 家 愛

記

一 組合の名称

ハynes麻布マンション等売却組合

二 売却マンションの名称及びその所在地

(一) 名称

ハynes麻布

(二) 所在地

東京都港区西麻布三丁目二十番九号

三 事務所の所在地

東京都港区芝五丁目三十番一―六〇二号

四 設立認可の年月日

令和六年六月三日

五 組合の名称の変更の内容

(一) 変更前

ハynes麻布マンション敷地売却組合

(二) 変更後

ハynes麻布マンション等売却組合

六 定款及び資金計画の変更の認可の年月日

令和八年九月十日